

石巻市地域公共交通運賃協議会条例（案）

（設置）

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項の規定に基づき、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃及び料金（以下「運賃等」という。）について協議を行うため、石巻市地域公共交通運賃協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（委員）

第2条 協議会の委員は、必要の都度、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- （1） 市職員
- （2） 運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- （3） 東北運輸局長又はその指名する職員
- （4） 関係住民の意見を代表する者

2 委員は、当該運賃等に関する協議が終了したときは、解嘱又は解任されるものとする。

（会長）

第3条 協議会に、会長を置き、前条第1項第1号に規定する者をもって充てる。

2 会長は、協議会の会務を総理する。

（会議）

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員は、病気その他やむを得ない理由により協議会の会議に出席することができないときは、あらかじめ会長の承認を得て、代理人を出席させることができる。
- 4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第5条 協議会の庶務は、復興企画部地域振興課において処理する。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（石巻市地域公共交通活性化協議会条例の一部改正）

- 2 石巻市地域公共交通活性化協議会条例（令和2年石巻市条例第4号）の一部を次のよ

うに改正する。

第1条中「道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条の2」を「道路運送法（昭和26年法律第183号）」に改める。

第2条第3号中「、運賃、料金」を削る。

第7条中「市長が別に」を「会長が協議会に諮って」に改める。

（石巻市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 3 石巻市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年石巻市条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

石巻市地域公共交通運賃協議会委員	勤務1日につき 9,500円	同
------------------	----------------	---